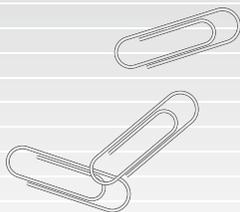


平成23年度

【司法書士】

本試験問題  
と詳細解説



東京法経学院



# 平成23年度司法書士本試験問題と詳細解説

## 目次

択一正解番号・出題の要旨 ..... 4

受験データ ..... 6

---

### 問題編

午前の部 ..... 9

午後の部 ..... 49

記述式問題答案用紙 ..... 106

### 解説編

午前の部 ..... 113

憲法／民法／刑法／商法・会社法

午後の部 ..... 159

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

司法書士法／供託法／不動産登記法

商業登記法

不動産登記（記述式）／商業登記（記述式）

記述式解答例 不動産登記 ..... 213

商業登記 ..... 242

---

平成23年度試験問題分析 ..... 247

平成20～22年度司法書士口述試験 ..... 265

問題&解答例

# 平成23年度司法書士試験択一正解番号・出題の要旨一覧 〔午前の部〕

科目	問題番号	正解	難易度	問題形式	出題の趣旨
憲法	第1問	1	★★☆	C	海外渡航の自由
	第2問	1	★☆☆	B	内閣の法律案の提出権
	第3問	4	★★☆	B	司法権の独立
民法	第4問	1	★☆☆	B	未成年者の行為能力
	第5問	3	★★☆	B	錯誤による無効と詐欺による取消し
	第6問	5	★☆☆	B	無権代理
	第7問	2	★★☆	B	詐欺による取消しと登記の要否
	第8問	3	★★☆	B	動産物権変動の対抗要件
	第9問	1	★☆☆	B	占有回収の訴え
	第10問	5	★☆☆	B	相隣関係
	第11問	3	★★☆	A	留置権と同時履行の抗弁権
	第12問	3	★★☆	B	地役権
	第13問	4	★★☆	B	抵当権の物上代位
	第14問	4	★☆☆	B	法定地上権
	第15問	2	★★★	C	集合動産譲渡担保
	第16問	4	★☆☆	A	受領遅滞
	第17問	3	★☆☆	B	売主の担保責任
	第18問	3	★★☆	B	転貸借
	第19問	5	★☆☆	B	請負と委任の異同
	第20問	4	★☆☆	B	身分行為の変動と氏の変動
	第21問	1	★☆☆	B	婚姻要件及び婚姻取消事由
	第22問	3	★☆☆	B	代襲相続の生じる範囲
	第23問	5	★★☆	B	遺産分割
刑法	第24問	4	★☆☆	B	故意
	第25問	4	★☆☆	B	住居侵入罪等
	第26問	2	★☆☆	B	不法領得の意思の要否
商法・会社法	第27問	5	★☆☆	B	会社の設立
	第28問	2	★☆☆	B	株式と社債の異同
	第29問	3	★☆☆	B	新株予約権
	第30問	3	★☆☆	B	株主総会の決議要件
	第31問	2	★☆☆	B	委員会設置会社の執行役
	第32問	2	★★☆	B	剰余金の処分
	第33問	4	★★☆	B	吸収合併
	第34問	2	★☆☆	B	持分会社の定款の定め
	第35問	5	★★★	B	商人間の売買

\*難易度は、★☆☆-易, ★★☆-並, ★★★-難を示しています。

## 〔午後の部〕

科目	問題番号	正解	難易度	問題形式	出題の趣旨
民訴・民保・民執	第1問	4	★★☆	C	管轄及び移送
	第2問	3	★★★	B	補助参加
	第3問	4	★★★	B	確認の訴え
	第4問	3	★☆☆	B	主要事実と間接事実
	第5問	2	★☆☆	B	民事訴訟における証拠調べ
	第6問	4	★★☆	B	保全異議及び保全取消し
	第7問	1	★★★	B	担保不動産競売の手続
司士	第8問	2	★☆☆	B	司法書士又は司法書士法人の業務
供託	第9問	3	★☆☆	B	金銭、有価証券又は振替国債の供託の手続
	第10問	3	★☆☆	B	供託金払渡請求権
	第11問	4	★☆☆	B	執行供託
不動産登記法	第12問	4	★☆☆	B	登記識別情報
	第13問	3	★☆☆	B	事前通知
	第14問	2	★☆☆	B	却下事由
	第15問	2	★☆☆	B	敷地権付き区分建物の登記
	第16問	3	★★☆	B	地役権の登記
	第17問	3	★☆☆	B	賃借権の登記
	第18問	5	★☆☆	B	抵当権
	第19問	5	★☆☆	B	共同抵当権等の登記の申請
	第20問	5	★☆☆	B	確定前の根抵当権の登記
	第21問	2	★☆☆	B	信託の登記
	第22問	1	★☆☆	B	仮登記
	第23問	2	★☆☆	B	不動産登記法上の罰則
	第24問	1	★☆☆	B	登記原因証明情報
	第25問	2	★☆☆	A	資格証明情報・代理権限証明情報
	第26問	4	★☆☆	B	印鑑証明書
第27問	3	★☆☆	A	登録免許税	
商業登記法	第28問	4	★☆☆	B	未成年者及び後見人の登記
	第29問	1	★☆☆	B	株式会社の設立の登記
	第30問	1	★☆☆	B	株式譲渡制限の定款の定めに係る登記
	第31問	3	★★☆	B	募集株式の発行の登記
	第32問	5	★★☆	B	特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記
	第33問	5	★★★	B	持分会社の登記
	第34問	4	★☆☆	B	一般社団法人に関する登記手続
	第35問	4	★★☆	B	登録免許税

\* 出題形式は、A - 正誤問題、B - 組合せ問題、C - 個数問題を示しています。

## ◆ 受験データ

### I 平成23年度の出願状況について

平成23年度司法書士の出願者数は、昨年度に比して、1,938人減、増減率で5.8%減の31,228人となった。

### II 過去5年間の出願者数及び合格者数等の変遷

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出願者数 (人)	31,878 +817	32,469 +591	33,007 +538	32,558 -449	33,166 +608
合格者数 (人)	914 +31	919 +5	931 +12	921 -10	948 +27
合格率	3.5% +0.7	3.4% -0.1	2.8% -0.6	2.8% ±0	2.8% ±0

### III 過去3年間の合格基準点

年 度	合 格 基 準 点
平成20年度	満点262点中189.5点以上 午前の部の試験（多肢択一式問題）については満点105点中84点 に、午後の部の試験のうち多肢択一式問題については満点105点中 78点に、記述式問題については満点52点中19.5点に、それぞれ達し ない場合は、それだけで不合格とされた。
平成21年度	満点280点中221.0点以上 午前の部の試験（多肢択一式問題）については満点105点中87点 に、午後の部の試験のうち多肢択一式問題については満点105点中 75点に、記述式問題については満点70点中41.0点に、それぞれ達し ない場合は、それだけで不合格とされた。
平成22年度	満点280点中212.5点以上 午前の部の試験（多肢択一式問題）については満点105点中81点 に、午後の部の試験のうち多肢択一式問題については満点105点中 75点に、記述式問題については満点70点中37.5点に、それぞれ達し ない場合は、それだけで不合格とされた。

※ 平成23年度の合格推定点は、「平成23年度試験問題分析」をご覧ください。

平成23年度

司法書士 本試験

問題編

◆午前の部

憲 法

民 法

刑 法

商法・会社法

◆午後の部

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

司法書士法

供託法

不動産登記法

商業登記法

---

不動産登記「記述式」

商業登記「記述式」

**第1問** 次の対話は、海外渡航の自由に関する教授と学生AからEまでとの対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に合致するものは、幾つあるか。

教授： 海外渡航の自由が憲法上保障されるという点については学説上争いはありませんが、その根拠規定についてどのように考えますか。

学生A：ア 私は、憲法第22条第2項で保障されている「外国移住」の自由と「国籍離脱」の自由のうち、「国籍離脱」の自由に含まれると考えます。日本国の主権から永久に離脱する自由を認める以上、日本国の主権の保護を受けながら一時的に日本国外に渡航する自由が含まれるのは当然だからです。

学生B：イ 私は、憲法第22条第2項ではなく、一般的な自由又は幸福追求の権利の一部として、憲法第13条により保障されると考えます。旅行の自由は、単なる移動の自由ではなく、国の内外を問わず、旅行地の文化や人々との交流が人格形成に多大な影響を及ぼすという精神的自由の側面を有しているからです。

教授： それでは、海外渡航の自由を制限することはできますか。

学生C：ウ 私は、海外渡航の自由は、憲法第22条第2項が根拠規定だと考えますが、憲法第22条第2項は、憲法第13条や憲法第22条第1項と異なり、「公共の福祉に反しない限り」という文言がありませんので、海外渡航の自由を制限することはできないと考えます。

学生D：エ 私は、海外渡航の自由といえども、無制限のままに許されるものではなく、公共の福祉のために合理的な制限に服するものと考えます。

教授： それでは、一定の場合に外務大臣が旅券の発給を拒否することができることを定める旅券法第13条第1項第7号の合憲性について、どのように考えますか。

学生E：オ 結論として、合憲であると考えます。旅券法第13条第1項第7号は、明白かつ現在の危険が存在する場合に限って旅券の発給を拒否していると解されますので、このように旅券の発給を拒否することができる場合を限定的に解すれば、憲法に違反するとはいえないと考えます。

(参考)

憲法

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由

午前の部・問題

を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

旅券法

(一般旅券の発給等の制限)

第13条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一～六 (略)

七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

1 1個                    2 2個                    3 3個                    4 4個                    5 5個

平成23年度

司法書士 本試験

解説編

◆午前の部

憲 法

民 法

刑 法

商法・会社法

◆午後の部

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

司法書士法

供託法

不動産登記法

商業登記法

---

不動産登記「記述式」

商業登記「記述式」

## 解説編の表記・略称

### 1 解説編における条文の表記（略記）

本文カッコ書きの法条数については、条数はアラビア数字によって、頁数はローマ数字によって、号数は丸囲みの数字によって略記した。

(例) [(民111 I ①) = 民法111条1項1号]

[(〇〇本) = 〇〇本文, (〇〇但) = 〇〇但書]  
[(〇〇前) = 〇〇前段, (〇〇後) = 〇〇後段]

### 2 解説編におけるおもな法令等の略記

(五十音順)

本文中の表記	法令名
会社法〇条 (会〇)	会社法
供託規〇条 (供託規〇)	供託規則
供託法〇条 (供託〇)	供託法
刑法〇条 (刑〇)	刑法
憲法〇条 (憲〇)	憲法
裁判所法 (裁〇)	裁判所法
司書法 (司書〇)	司法書士法
司書規〇条 (司書規〇)	司法書士法施行規則
商法〇条 (商〇)	商法
商登法〇条 (商登〇)	商業登記法
信託法〇条 (信託〇)	信託法
人訴法 (人訴〇)	人事訴訟法
整備法 (整備〇)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
登録税法〇条 (登録税〇)	登録免許税法
破産法〇条 (破〇)	破産法
不登法〇条 (不登〇)	不動産登記法
不登令〇条 (不登令〇)	不動産登記令
不登規則〇条 (不登規〇)	不動産登記規則
民法〇条 (民〇)	民法
民執法 (民執法〇)	民事執行法
民訴法〇条 (民訴〇)	民事訴訟法
民保法〇条 (民保〇)	民事保全法
民保規〇条 (民保規〇)	民事保全規則

## 試験問題（午前部）解説

### ◆ 憲 法

#### 第1問 正解 1 難易度 ★★☆☆

本問は、海外渡航の自由に関する判例の理解を問う問題である。

- ア 判例の趣旨に合致しない。海外渡航の自由に関し、判例（旅券発給拒否事件，最大判昭33・9・10）は「憲法22条2項の外国に移住する自由には，外国へ一時旅行する自由を含むものと解すべきである」としており，海外渡航の自由が「国籍離脱」の自由に含まれるとはしていない。したがって，本肢は判例の趣旨に合致しない。
- イ 判例の趣旨に合致しない。海外渡航の自由の根拠規定については，本肢のように，その精神的自由の側面を重視して，憲法13条により保障されるとする見解も有力であるが，上述のように，判例は憲法22条2項により保障されているので，本肢は判例の趣旨に合致しない。
- ウ 判例の趣旨に合致しない。上述の旅券発給拒否事件において，判例は，海外渡航の自由も無制限に許されるわけではなく，公共の福祉のため合理的な制限に服するとしている。したがって，海外渡航の自由を制限することはできないとする本肢は判例の趣旨に合致しない。
- エ 判例の趣旨に合致する。上述のとおり，判例は，海外渡航の自由も無制限に許されるわけではなく，公共の福祉のため合理的な制限に服するとしているので，本肢は判例の趣旨に合致する。
- オ 判例の趣旨に合致しない。上述の旅券発給拒否事件において，判例は，「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」に対して旅券の発給を拒否できるとする旅券法13条1項5号（現7号）について，何ら限定解釈を施すことなく合憲としている。したがって，判例は，本肢のように，旅券法13条1項7号が明白かつ現在の危険が存在する場合に限って旅券の発給を拒否しているものと解し，そのように限定的に解すれば憲法に違反しない，としているわけではないので，本肢は判例の趣旨に合致しない。
- 以上により，判例の趣旨に合致するものはエの1個であるから，1が正解となる。